



# 鳥取県公報

平成 27 年 3 月 31 日 (火)  
号外第 4 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥獣保護法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (26) (緑豊かな自然課) . . . . . 3
	鳥取県附属機関条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (27) (業務効率推進課) . . . . . 7

## ==== 公布された条例のあらまし =====

## ◇鳥獣保護法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の題名が改められること等に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名が改められること等に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行う。

ア 職員の特殊勤務手当に関する条例

イ 鳥取県附属機関条例

ウ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

エ 鳥取県環境影響評価条例

オ 鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

カ 鳥取県手数料徴収条例

(2) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の題名が改められること等に伴い、鳥取県手数料徴収条例について所要の規定の整理を行う。

(3) 施行期日は、平成27年4月1日とする(2)に関する事項を除き、平成27年5月29日とする。

## ◇鳥取県附属機関条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 鳥取県附属機関条例の一部改正

鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会の調査審議事項について定めた規定中引用する農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の題名等を改める。

(2) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

手数料の徴収について定めた規定中引用する農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の題名を改める。

(3) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

# 条 例

鳥獣保護法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第26号

鳥獣保護法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第2条第1項に規定する鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定に基づく鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第2条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県特定鳥獣保護管理検討会</td> <td><u>生息数が著しく減少し、又は増加している鳥獣の保護又は管理に関する事項</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県特定鳥獣保護管理検討会	<u>生息数が著しく減少し、又は増加している鳥獣の保護又は管理に関する事項</u>	略		<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県特定鳥獣保護管理検討会</td> <td><u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定又は変更に関する事項</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県特定鳥獣保護管理検討会	<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定又は変更に関する事項</u>	略	
名称	調査審議する事項																
略																	
鳥取県特定鳥獣保護管理検討会	<u>生息数が著しく減少し、又は増加している鳥獣の保護又は管理に関する事項</u>																
略																	
名称	調査審議する事項																
略																	
鳥取県特定鳥獣保護管理検討会	<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定又は変更に関する事項</u>																
略																	

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
26 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（25） 略	略	26 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（25） 略	略
27 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u> （平成14年環境省令第28号）に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの （1）～（9） 略	略	27 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u> （平成14年環境省令第28号）に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの （1）～（9） 略	略
28 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（19） 略	略	28 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（19） 略	略
29 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u> に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項（1）から（6）までに掲げるもの	略	29 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u> に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項（1）から（6）までに掲げるもの	略
略		略	

（鳥取県環境影響評価条例の一部改正）

第4条 鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義）	（定義）
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。 （1）～（3） 略 （4） <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区 （5） 略	3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。 （1）～（3） 略 （4） <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区 （5） 略
4・5 略	4・5 略

(鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部改正)

第 5 条 鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24年鳥取県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第15条第14項ただし書（同法第28条第 9 項及び第29条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第34条第 7 項（同法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号）第37条第 2 項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第15条第14項ただし書（同法第28条第 9 項及び第29条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第34条第 7 項（同法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号）第37条第 2 項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法について定めるものとする。</p>

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第 6 条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(77) 略</p> <p>(77の 2) <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</u>（平成13年法律第64号。以下「<u>フロン類法</u>」という。）<u>第27条第 1 項の規定に基づく第 1 種フロン類充填回収業者の登録</u> 1 件につき5,000円</p> <p>(77の 3) <u>フロン類法第30条第 1 項の規定に基づく第 1 種フロン類充填回収業者の登録の更新</u> 1 件につき4,200円</p> <p>(77の 4)～(232の 2) 略</p> <p>(233) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「<u>鳥獣保護管理法</u>」という。）第19条第 1 項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録 1 件につき3,400円</p> <p>(233の 2) <u>鳥獣保護管理法第19条第 5 項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録の有効期間の更新</u> 1 件</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(77) 略</p> <p>(77の 2) <u>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</u>（平成13年法律第64号。以下「<u>フロン回収破壊法</u>」という。）<u>第 9 条第 1 項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録</u> 1 件につき5,000円</p> <p>(77の 3) <u>フロン回収破壊法第12条第 1 項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の更新</u> 1 件につき4,200円</p> <p>(77の 4)～(232の 2) 略</p> <p>(233) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「<u>鳥獣保護法</u>」という。）第19条第 1 項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録 1 件につき3,400円</p> <p>(233の 2) <u>鳥獣保護法第19条第 5 項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録の有効期間の更新</u> 1 件につ</p>

<p>につき3,400円</p> <p>(233の3) <u>鳥獣保護管理法</u>第19条第6項の規定に基づく登録票の再交付 1件につき3,400円</p> <p>(234) <u>鳥獣保護管理法</u>第39条第1項の規定に基づく狩猟免許の交付 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 網猟免許又はわな猟免許 (1) <u>鳥獣保護管理法</u>第49条各号に掲げる者 (2) 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 (1) <u>鳥獣保護管理法</u>第49条各号に掲げる者 (2) 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(234の2) <u>鳥獣保護管理法</u>第46条第2項の規定に基づく狩猟免状の再交付 1件につき1,000円</p> <p>(235) <u>鳥獣保護管理法</u>第51条第3項の規定に基づく狩猟免許の更新 1件につき2,900円</p> <p>(236) <u>鳥獣保護管理法</u>第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録 1件につき1,800円</p> <p>(237) <u>鳥獣保護管理法</u>第61条第5項の規定に基づく狩猟者登録証等の再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(238)～(328)</p> <p>2 略</p>	区分	金額	1 網猟免許又はわな猟免許 (1) <u>鳥獣保護管理法</u> 第49条各号に掲げる者 (2) 略	略	2 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 (1) <u>鳥獣保護管理法</u> 第49条各号に掲げる者 (2) 略	略	<p>き3,400円</p> <p>(233の3) <u>鳥獣保護法</u>第19条第6項の規定に基づく登録票の再交付 1件につき3,400円</p> <p>(234) <u>鳥獣保護法</u>第39条第1項の規定に基づく狩猟免許の交付 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 網猟免許又はわな猟免許 (1) <u>鳥獣保護法</u>第49条各号に掲げる者 (2) 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 (1) <u>鳥獣保護法</u>第49条各号に掲げる者 (2) 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(234の2) <u>鳥獣保護法</u>第46条第2項の規定に基づく狩猟免状の再交付 1件につき1,000円</p> <p>(235) <u>鳥獣保護法</u>第51条第3項の規定に基づく狩猟免許の更新 1件につき2,900円</p> <p>(236) <u>鳥獣保護法</u>第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録 1件につき1,800円</p> <p>(237) <u>鳥獣保護法</u>第61条第5項の規定に基づく狩猟者登録証等の再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(238)～(328)</p> <p>2 略</p>	区分	金額	1 網猟免許又はわな猟免許 (1) <u>鳥獣保護法</u> 第49条各号に掲げる者 (2) 略	略	2 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 (1) <u>鳥獣保護法</u> 第49条各号に掲げる者 (2) 略	略
区分	金額												
1 網猟免許又はわな猟免許 (1) <u>鳥獣保護管理法</u> 第49条各号に掲げる者 (2) 略	略												
2 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 (1) <u>鳥獣保護管理法</u> 第49条各号に掲げる者 (2) 略	略												
区分	金額												
1 網猟免許又はわな猟免許 (1) <u>鳥獣保護法</u> 第49条各号に掲げる者 (2) 略	略												
2 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 (1) <u>鳥獣保護法</u> 第49条各号に掲げる者 (2) 略	略												

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。ただし、第6条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第77号の2及び第77号の3の改正規定は、同年4月1日から施行する。

鳥取県附属機関条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第27号**

鳥取県附属機関条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会	<u>農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は第15条第1項の規定による認定及び特別栽培農産物（農薬及び化学肥料を特に削減して栽培された農産物をいう。）の認証等に関する事項</u>	鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会	<u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条の5第1項の規定による認定及び特別栽培農産物（農薬及び化学肥料を特に削減して栽培された農産物をいう。）の認証等に関する事項</u>
略		略	

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第 2 条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(204) 略 (205) <u>農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の規定に基づく認定（地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品（有機畜産物加工食品を除く。）に係るものに限る。次号において同じ。）</u> 1件につき26,000円 (205の2) <u>農林物資の規格化等に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定</u> 1件につき20,000円	(手数料の徴収) 第 2 条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(204) 略 (205) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定（地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品（有機畜産物加工食品を除く。）に係るものに限る。次号において同じ。）</u> 1件につき26,000円 (205の2) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定</u> 1件につき20,000円

<p>(206) 農林物資の規格化等に関する法律第17条の7第1項の規定により<u>定めた業務規程</u>に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(207)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により<u>県が定める認定業務規程の規定</u>に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(207)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。